

八千代町の子育て支援施設マップ



役場担当窓口 (電話 0296-48-1111 (代表))

| 担当課・係名 | 主な業務内容 |
|--------------------------------------|--|
| 福祉課子育て支援室 | 幼児教育・保育、放課後児童クラブ、児童手当、ひとり親への支援、児童虐待などに関する事 |
| 健康増進課保健係 (保健センター) 電話 0296-48-1955 | 母子健康手帳交付、妊産婦検診、乳幼児健康診査、予防接種などに関する事 |
| 福祉課障がい福祉係 | 障害者手帳の交付、障害児の手当などに関する事 |
| 国保年金課医療福祉係 | 医療福祉費支給制度 (マル福) などに関する事 |
| 生涯学習課生涯学習係 | 子ども教室などに関する事 |
| 学校教育課学務係 | 小中学校、就学援助制度などに関する事 |

地域子ども・子育て支援事業

| | 施設名 | 電話番号 |
|---|------------------|--------------|
| ① | 認定こども園 さわきこども園 | 0296-48-1883 |
| ② | 認定こども園 八千代ひかり幼稚園 | 0296-48-2535 |
| ③ | 認定こども園 八千代中央幼稚園 | 0296-48-2511 |
| ④ | たちばな幼稚園 | 0296-48-0254 |
| ⑤ | 八千代保育園 | 0296-48-0668 |
| ⑥ | 安静保育園 | 0296-48-2295 |
| ⑦ | 中結城保育園 | 0296-48-0173 |
| ⑧ | ひかり保育園 | 0296-48-0102 |
| ⑨ | みどりが丘保育園 | 0296-48-0804 |

⑦中結城保育園、⑧ひかり保育園、⑨みどりが丘保育園には子育て支援センターが設置されています。

第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画

発行 令和2年3月

発行者 八千代町

編集 八千代町 保健福祉部 福祉課 子育て支援室
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170
電話 0296-48-1111 (代表)

第2期

八千代町

子ども・子育て支援事業計画

～地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち～

【令和2年度～令和6年度】概要版

令和2年3月
茨城県
八千代町



本町では、平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づく「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制の確保と、子育て家庭それぞれの状況に応じた子育て支援を進めてまいりました。

この度、第1期計画期間の終了に伴い、第1期計画の到達点を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、「第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の全体像

基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくり推進します。

すべての子どもが健やかにいきいきと育ち、子どもと保護者はもちろん町民みんなの笑顔が輝く、子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

地域で親子の育ちを支え、笑顔が輝くまち

- 基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供
- 基本目標 2 子どもを健やかに育む環境づくり
- 基本目標 3 安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

▶ 幼児期の教育・保育の充実

- 1号認定・2号認定・3号認定（特定・教育保育施設等の定員の確保）

▶ 地域子ども・子育て支援事業の展開

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊産婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▶ 八千代町の次世代育成支援に向けた取り組み

- 施策方針 1 地域における子育て支援の充実
- 施策方針 2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み
- 施策方針 3 子どもの健やかな育ちのための環境づくり
- 施策方針 4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり
- 施策方針 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・子育て支援法に基づく2つの事業

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、認定こども園、幼稚園、保育所などの「教育・保育」と、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの事業量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定める必要があります。

教育・保育事業

子どものための教育・保育給付

施設型給付費

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所

地域型保育給付費

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育（主に0～2歳）



子育てのための施設等利用給付

施設等利用費

- ・ 幼稚園（未移行）
- ・ 特別支援学校
- ・ 預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設等



地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊産婦健康診査事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ・ 病児保育事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



幼児教育・保育の無償化

消費税率の引上げによる財源を活用した、若者から高齢者までが安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。

3歳～5歳

保育の必要性の認定事由に該当する子ども

- ・ 共働き家庭
- ・ シングルで働いている家庭 など

| | | |
|----------|--------------------------------|----------------------------------|
| 利用 | 幼稚園、保育所、認定こども園 就学前障がい児の発達支援 | 無償 (幼稚園は月額2.57万円まで) |
| 利用 | 幼稚園からの預かり保育 | 幼稚園の利用に加え、月額1.13万円まで無償 |
| 利用(複数利用) | 認可外保育施設、一時預かり事業など | 月額3.7万円まで無償 |
| 複数利用 | 幼稚園、保育所、認定こども園 + 就学前障がい児の発達支援 | ともに無償 (幼稚園は月額2.57万円まで) |
| 利用 | 幼稚園、認定こども園 就学前障がい児の発達支援 | 無償 (幼稚園は月額2.57万円まで) |
| 複数利用 | 幼稚園、認定こども園 + 就学前障がい児の発達支援 | ともに無償 (幼稚園は月額2.57万円まで) |

3歳～5歳

上記以外
・ 専業主婦(夫)家庭 など



幼児期の教育・保育の充実

① 1号認定【3～5歳】

満3歳以上かつ就学前で、教育を受ける子どもの認定区分

●1号認定については、町内の認定こども園、幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

| 各年度4月1日現在 | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数(3～5歳) | 483 | 467 | 429 | 409 | 392 | 387 |
| 量の見込み(A) | 262 | 155 | 142 | 136 | 130 | 128 |
| 利用定員(B) | 505 | 411 | 381 | 381 | 381 | 381 |
| 差(B-A) | 243 | 256 | 239 | 245 | 251 | 253 |

② 2号認定【3～5歳】

満3歳以上かつ就学前で、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分

●2号認定については、3歳以上の教育・保育の無償化により増加が見込まれますが、町内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

| 各年度4月1日現在 | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数(3～5歳) | 483 | 467 | 429 | 409 | 392 | 387 |
| 量の見込み(A)* | 211 | 310 | 285 | 272 | 261 | 258 |
| 利用定員(B) | 269 | 311 | 309 | 293 | 293 | 293 |
| 差(B-A) | 58 | 1 | 24 | 21 | 32 | 35 |

※他市町村児童による利用分を含む

③ 3号認定【0～2歳】

0歳から2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分

●3号認定については、保育利用率の高まりに伴い、増加が見込まれますが、町内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

| 各年度4月1日現在 | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 児童数 | 29 | 127 | 121 | 116 | 112 |
| | 量の見込み(A)* | 13 | 27 | 31 | 34 | 30 |
| | 八千代町児童の保育利用率 | 10.1% | 13.4% | 17.4% | 20.7% | 24.1% |
| | 利用定員(B) | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| | 差(B-A) | 33 | 19 | 15 | 12 | 16 |

| | | | | | | |
|------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1・2歳 | 児童数 | 270 | 255 | 256 | 248 | 237 |
| | 量の見込み(A)* | 137 | 170 | 178 | 180 | 181 |
| | 八千代町児童の保育利用率 | 50.7% | 53.3% | 56.3% | 58.9% | 62.0% |
| | 利用定員(B) | 185 | 202 | 204 | 200 | 200 |
| | 差(B-A) | 48 | 32 | 26 | 20 | 19 |

※他市町村児童による利用分を含む

地域子ども・子育て支援事業の展開

① 利用者支援事業

令和4年度から、子育て世代包括支援センターを新設し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実を図ります。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 実施か所数 | 0か所 | → | 1か所 |

② 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター・つどいの広場)

町内の保育園に、子育て親子の交流のためのひろばを設け、子どもが自由に遊び、保護者同士が交流できる場を提供します。子育ての相談や講座、体操教室、赤ちゃん教室などを定期的に開催します。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 実施か所数 | 3か所 | → | 3か所 |

③ 妊産婦健康診査

茨城県医師会等と連携し、妊産婦の希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。



| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 延べ受診回数 | 1,550回 | → | 1,632回 |

④ 乳児家庭全戸訪問事業

町内の乳児がいるすべての家庭を保健師と母子保健推進員が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握し、必要な支援を行います。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 訪問家庭数 | 113家庭 | → | 108家庭 |

⑤ 養育支援訪問事業

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町健康増進課の保健師が対象者の自宅を訪問し、相談やその他必要な支援を行います。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 訪問実人数 | 5人 | → | 5人 |

⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図ります。



⑦ 子育て短期支援事業

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間(原則7日以内)預かる事業です。町内には施設がないことから、事業の利用は見込んでおりません。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本町では、児童の預かり等の相互援助活動である子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。同様の事業として、在宅福祉サービスセンターの有償ボランティアによる子育てサポート（子育てサポーター制度）を実施します。

⑨ 一時預かり事業

認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、今後も利用者の希望ごおりの対応を実施できる見通しです。

教育・保育施設を使っていない子どもの一時預かり事業は、町内の3か所の保育園の一時預かり事業によりサービスを確認します。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 在園児対象事業の実施設数 | 4か所 | → | 4か所 |
| 未利用者対象事業の実施設数 | 3か所 | → | 3か所 |

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

町内の認定こども園、幼稚園、保育園において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供します。今後は、小学校の余裕教室等を利用するなど、運営方法の見直しを検討していきます。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| クラブ設置数 | 8クラブ | → | 8クラブ |

⑪ 延長保育事業（時間外保育事業）

町内のすべての保育園と認定こども園において、通常の開所時間7:30～18:30の前後30分間ずつの延長保育を実施します。

| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 実施施設数 | 8か所 | → | 8か所 |

⑫ 病児保育事業

町内の保育園で、病気の回復期に一時的に保育する病児保育事業（病後児対応型）を実施します。



| ■現状と今後の見込み (年間) | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|
| | 令和元年度 (現状) | → | 令和6年度 (目標年度) |
| 実施施設数 | 1か所 | → | 1か所 |

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園の利用者について、当事業による支援を行っていましたが、第2期においては、町内の幼稚園が新制度に移行するため事業量は見込んでいません。計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究などを行う事業です。第2期において事業実施は見込んでいませんが、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

八千代町の次世代育成支援に向けた取り組み

施策方針1 地域における子育て支援の充実

- (1) 相談支援・交流機会の充実
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) 子育て支援人材の育成

施策方針2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み

- (1) 障がいのある子どもへの支援
- (2) ひとり親家庭等の支援
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

施策方針3 子どもの健やかな育ちのための環境づくり

- (1) 母子保健事業・医療等の充実
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 食育の推進



施策方針4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

- (1) 家庭教育の支援
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 多様な体験学習の機会の充実
- (4) 学校環境の充実

施策方針5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- (1) 子育てにやさしい生活環境の整備
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 仕事と生活が調和したまちづくりの推進

